

あらゆるシーンでご活用いただける充実したサービスコンテンツ

住まいの倶楽部

住まいのトラブルの解決から、余暇の充実・その他生活支援(育児、介助など)まで、幅広いコンテンツをご用意しています。独自のスケールメリットを活かし、一般的なサービスよりも、さまざまなサービスをお得にご利用いただけるサービスです。

24時間駆けつけサービス 生活安心QQサービス

夜間や休日などで不動産管理会社・大家さんなどが対応できない以下の緊急時に、24時間365日体制で入居者の住まいに駆けつけ応急対応をいたします。

※30分程度の応急対応に要する作業代や出張料は無料となります(部品代は除きます)。

水まわりのトラブル

トイレのつまりや
蛇口からの水漏れなど



カギのトラブル

ドアキーを紛失し、部屋に
入れない場合の開錠対応

※電子キーなど、対応できない場合があります。



ガラスのトラブル

ガラス破損の応急処理

※ガラス代は実費となります。



フリーダイヤル



0120-307-255 (24時間365日対応)

健康・医療・生活サービス 健康生活ホットラインサービス

健康や医療に関すること、入院で困ったときなど、さまざまご相談に応じます。また、医療機関情報などの健康や医療に関する情報提供も行っています。

病气や健康の悩みを相談できる!

健康・医療相談サービス

困ったときに医療機関情報を!

医療機関の情報提供サービス

自分でできる健康検査をご案内!

郵送検査紹介サービス

お手伝いさんをご紹介!

家事代行紹介サービス

フリーダイヤル



0120-390-718 (24時間365日対応)

※サービスご利用時、契約証券番号が必要となります。

契約証券番号:7700036

住まいの倶楽部の
みなさまへ





会員向け家財保険のご案内

住まいの倶楽部では、会員様向け特典として家財保険(生活安心総合保険)が自動付帯されています。

※保険料は弊会が負担し、会員の方々を被保険者として補償する「包括契約方式」の家財保険となります。
付帯されている家財保険の内容は下記の通りです。

お部屋に収容されている家財の補償

下記①～⑧の事故によって生じた家財の損害を補償します。


①火災	②落雷、破裂爆発	③外部飛来	④騒じょう・労働争議など
			
基本100万円			

⑤水濡れ	⑥盗難	⑦風災・ひょう災・雪災	⑧水災
			
基本100万円	⑥現金10万円 預貯金通帳20万円	⑦⑧保険金額の10% 10万円	

※⑥保険金の20%(20万円) 1組1点30万円以上は対象外(貴金属、骨董品など)



事故に伴うさまざまな 費用の補償

上記①～⑧の事故で保険金が支払われ、以下の費用を負担された場合に補償します。

罹災費用

上記①～⑧の事故による場合、保険金をお支払いします。
10% 10万円

大家さん、第三者への賠償事故を補償

以下の事故で損害賠償責任を負担された場合に補償します。

借家人賠償責任保険	個人賠償責任保険
	
火災、破裂、爆発事故を起こし、賃貸住宅を損壊させ貸主に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合にお支払いします。	日本国内で次の事故によって、他人の身体の損害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任が発生した場合にお支払いします。 ①賃貸住宅の使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
500万円	500万円

家財保険の金額にご注意ください!

この保険はお部屋に自動付帯しているため、ご入居者が所有する家財の総額を補償するものではありません。家財の保険金額が明らかに不足している場合は、ご入居者ご自身で追加する必要があります。家財保険にご自身で追加加入を検討されている方は、右記のお問い合わせ先もしくは管理会社までご連絡ください。

家財保険に関するお問い合わせ先

(引受少額短期保険業者)

Jicc ジック少額短期保険株式会社
少額短期保険

〒283-0068 千葉県東金市東若崎15番地6
TEL.0475-50-2240 FAX.0475-50-2241
受付時間:午前9時30分より午後5時まで(土日・祝日、年末年始休業)

事故受付サービス

フリーダイヤル
0120-492-585

受付時間/24時間、365日受付・対応

お支払いする保険金額(上限)、保険金をお支払いできない主な場合

※補償期間(保険期間):ご入居日からご退去日まで自動補償

項目	保険金額(上限)	保険金をお支払いできない主な場合
家財損害保険金①～⑤	1,000,000	(ア)ご入居者の故意、重大な過失または法令違反、(イ)戦争、内乱、事変、(ウ)地震もしくは噴火、津波、(エ)核燃料物質などに起因する事故、(オ)事故の際の紛失、盗難、(カ)保険の目的に含まれない物(自動車、船舶、有価証券、クレジットカードなど、貴金属、宝石(1個または1組が30万円を超えるもの)、義歯、コンタクトレンズ、プログラム、データなど)に関する損害、(キ)自然消耗、かび、ひび割れなど、(ク)退去後に発見された損壊に起因する修理費用、(ケ)かび、かき傷、塗料のはく離などの単なる外観上の損傷、(コ)被害者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任
盗難損害保険金⑥	200,000	
風水害損害保険金⑦、⑧	100,000	
罹災費用保険金	100,000	
借家人賠償責任保険金	5,000,000	
個人賠償責任保険金	5,000,000	